広島県公安委員会公告第16号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定による審査を実施するので，技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第２条及び第10条第２項の規定に基づき，次のとおり公示する。

平成31年２月４日

広島県公安委員会

委員長　小　　西　　秀　　宣

１　審査の種類

技能検定員・教習指導員審査（大型二種・中型二種・普通二種・大型・中型・準中型・普通）

２　審査の期日

平成31年３月７日

３　審査の場所

広島市佐伯区石内南三丁目１番１号

広島県運転免許センター

４　審査の対象者

法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号の規定に係る者で，自動車安全運転センター安全運転中央研修所において技能検定員課程又は教習指導員課程を修了して１年を経過していない者

５　審査の方法

規則第４条又は第12条に規定する方法により実施

６　審査の申請手続等

⑴　申請に必要な書類

ア　技能検定員又は教習指導員審査申請書	１通
イ　審査手数料計算表	１通
ウ　自動車運転免許証の写し	１通
エ　履歴書	１通
オ　運転記録証明書	１通
カ　住民票	１通
キ　技能検定員又は教習指導員資格者証を有している者はその写し	１通

※　新任教習指導員（普通）審査にあってはキ以外，新任技能検定員（普通）審査にあってはカ以外，その他の審査にあってはエ，オ，カ以外を提出。

⑵　申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転免許課

⑶　申請書等の提出期限

平成31年２月26日